

併設型短期入所生活介護 利用料金表

別添資料2

特別養護老人ホーム しらさぎホーム

1. 1日あたりの基本料金（介護保険給付サービス）

《従来型個室》個室

《多床室》2人部屋又は4人部屋

表1

介護保険対象単位及び利用料					
要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本報酬単位	603	672	745	815	884
機能訓練体制加算	12				
看護体制加算（Ⅰ）	4				
看護体制加算（Ⅱ）	8				
夜間職員配置加算（Ⅲ）	15				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）※1	18				
小計 単位	660	729	802	872	941
介護職員処遇改善加算※2	89	99	109	118	127
合計 単位	749	828	911	990	1,068
地域区分別単価	11.10				
1日の合計額(A)	8,313円	9,190円	10,112円	10,989円	11,854円
給付率	90/100				
1日の介護保険給付額(B)	7,481円	8,271円	9,100円	9,890円	10,668円
1日の自己負担額(概算)(A)-(B)	832円	919円	1,012円	1,099円	1,186円
給付率	80/100				
1日の介護保険給付額(C)	6,650円	7,352円	8,088円	8,791円	9,488円
1日の自己負担額(概算)(A)-(C)	1,664円	1,838円	2,024円	2,198円	2,372円
給付率	70/100				
1日の介護保険給付額(D)	5,819円	6,433円	7,076円	7,692円	8,302円
1日の自己負担額(概算)(A)-(D)	2,494円	2,757円	3,036円	3,297円	3,558円

(自己負担割合について)

一定以上の所得者に関しては自己負担額が2割となります。負担割合は、負担割合証により確認できます。

(1) 加算の内容（カッコ内の金額は1割負担分の場合）

◎機能訓練体制加算：常勤の機能訓練指導員を1名以上配置している。

1日につき12単位（14円）

◎看護体制加算（Ⅰ）：常勤の看護師を1名以上配置している。1日につき4単位（5円）

◎看護体制加算（Ⅱ）：①看護師を入所者25名または端数を増すごとに1名②最低基準を1人以上、上回って配置③看護職員と24時間の連絡体制がある。1日につき8単位（9円）

◎夜勤職員配置加算（Ⅲ）：夜勤を行なう介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている（定員51人以上の施設）配置があり、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置している又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している（この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）。1日につき15単位（17円）

※1 職員の配置状況などにより変更があります。(いずれか1つが適用)

◎サービス提供体制強化加算(Ⅰ):介護職員の総数のうち介護福祉士の有資格者を80%以上、もしくは勤続年数10年以上の介護福祉士を35%以上配置している。いずれか該当する場合は1日につき22単位(25円)

◎サービス提供体制強化加算(Ⅱ):介護職員の総数のうち介護福祉士の有資格者を60%以上配置している。1日につき18単位(20円)

◎サービス提供体制強化加算(Ⅲ):介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上、いずれか該当する場合は1日につき6単位(7円)

※2 職員処遇改善の状況などにより変更があります。

◎介護職員処遇改善加算:①月額賃金改善、②キャリアパス要件5区分、③職場環境等要件6区分について各々一定の要件を満たした場合に算定する。基本報酬単位と各種加算の合計単位数に(Ⅰ)~(Ⅳ)に定められた乗率を乗じた単位が加算単位となります。(Ⅰ)①から③のすべての要件を満たした場合14%、(Ⅱ)①と②の4区分・③の要件を満たした場合13.6%、(Ⅲ)①と②の3区分・③の要件を満たした場合11.3%、(Ⅳ)①と②の2区分・③の要件を満たした場合9.0%

◎送迎加算:送迎サービスを利用された場合。片道につき184単位(205円)

◎療養食加算:医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。1食につき8単位(9円)

◎在宅中重度者受入加算:利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に利用者の健康上の管理等を行わせた場合で看護体制加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合1日につき413単位(459円)加算する。

◎認知症行動・心理症状緊急対応加算:医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所生活介護を利用することが適当と判断し、利用した場合。7日間を限度で1日につき200単位(222円)

◎若年性認知症利用者受入加算:若年性認知症利用者を受け入れた場合。1日につき120単位(134円)。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。

◎緊急短期入所受入加算:利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者であって、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合は、短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき90単位(100円)を所定単位数に加算する。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。

◎看取連携体制加算:(1)または(2)のいずれかに該当すること。(1)看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。(2)看護体制加算(Ⅰ)を算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。

看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。1日につき64単位(71円)※死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度

◎生産性向上推進体制加算(Ⅰ):(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による入所者の生活の質の向上や職員の負担軽減等が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。職員間の適切な役割分担の取組等を行っていること。1年

ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合。1ヶ月につき100単位（109円）

- ◎生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行った場合。1ヶ月につき10単位（11円）

2. 滞在費・食費（介護保険給付外）

食費の内訳：1日あたり2,050円（朝食550円・昼食770円・夕食730円）

滞在費：1日あたり個室1,520円、多床室1,108円となります。

滞在費・食費に関しては、表2-1のとおり、所得に応じて減免措置の制度があります。減免を受けるためには、保険者に各自申請する必要があります。

段階別に下記の料金を負担していただきます。

多床室（4人部屋・2人部屋）、従来型個室（個室）

表2-1

利用者負担段階	多床室	個室	食費
第1段階	0円	380円	300円
第2段階	430円	480円	600円
第3段階①	430円	880円	1,000円
第3段階②	430円	880円	1,300円
第4段階	1,108円	1,520円	2,050円

負担限度額認定の要件は課税状況、収入状況及び預貯金等に寄ります。詳しい認定要件等については保険者にお問い合わせください。

3. 日用品、教養娯楽等の費用について（介護保険給付外）

（1）日常生活用品の購入サービス

ご利用期間中に必要な日用品は、お持ちください。

ただし、必要があれば歯ブラシなどの日用品を実費にてご購入いただけます。

（2）特別の電気製品を利用される場合、別途電気料金をご負担いただきます。

ラジカセ・パソコン類・携帯電話の充電等

（3）クラブ活動への参加

ご利用期間中にクラブ活動が実施された場合で、ご希望がございましたら参加できます。

花材など事前に人数分の材料を発注するクラブの場合、希望者多数の場合は、参加をご遠慮いただく場合もございます。

上記料金等の内容については、別紙「介護保険給付外サービス料金同意書」をご覧ください。購入や利用した料金は、ご利用料に併せて請求させていただきます。